

○神戸学院大学における競争的研究費等の不正に係る調査等に関する要項

2014年12月18日

制定

改正 2016年2月25日

2020年4月1日

2022年1月27日

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸学院大学競争的研究費等取扱規程(以下「規程」という。)第20条第3項の規定に基づき、神戸学院大学(以下「本学」という。)における競争的研究費等の不正又は不正の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語は、規程において使用する用語の例によるものとする。

(予備調査)

第3条 最高管理責任者は、規程第20条により調査を行おうとする場合、不正の疑いのある教職員等(以下「予備調査対象者」という。)の所属する部局等のコンプライアンス推進責任者(コンプライアンス推進責任者が予備調査対象者であるとき又は通報者若しくは予備調査対象教職員と直接の利害関係を有するときは、予備調査対象者でないかつ通報者又は予備調査対象者と直接の利害関係を有しない最高管理責任者が指名する部局等内の者。以下同じ。)に速やかに通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するための調査(以下「予備調査」という。)を行うよう指示しなければならない。

2 関連するコンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があつたときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内に調査結果及び本格的な調査(以下「本調査」という。)の必要性の有無を最高管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の予備調査について、関係する部局等が複数ある場合は、関係部局等で協議のうえ、共同して予備調査を行うことができる。

4 予備調査は、当該通報において指摘があつた競争的研究費等の不正に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行うものとする。

5 第1項の調査に際して、コンプライアンス推進責任者は、証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。

6 第1項の調査に際して、コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて、関係部局等の

協力を要請することができる。

- 7 最高管理責任者は、第2項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。
- 8 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、本調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者及び予備調査対象者に通知するものとし、本調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。ただし、通報が匿名で行われた場合は当該通報者に対しての通知は行わないものとする。

(異議申立)

第4条 通報者及び予備調査対象者は、前条第8項の通知の内容に異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に最高管理責任者に対し、書面により異議申立てをすることができる。

- 2 最高管理責任者は、前項により異議申立てがあつた場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、コンプライアンス推進責任者に再度の予備調査の実施を指示する。
- 3 最高管理責任者は、前項の審査の結果を、通報者及び予備調査対象者に通知するものとする。
- 4 異議申立てをした者は、前項の通知の内容に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査委員会)

第5条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、競争的研究費等の不正に係る調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、速やかに事実関係を調査させるとともに、危機管理委員会に委員会を設置したことを報告しなければならない。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。
 - (1) 最高管理責任者が指名する本学教職員 若干名
 - (2) 最高管理責任者が委嘱する専門的知識等を有する学外者 若干名
 - (3) その他委員長が必要と認めた者 若干名
- 3 前項の委員は、通報者及び本調査の対象となる教職員等(以下「本調査対象者」という。)と直接の利害関係を有しない者のうちから指名又は委嘱するものとする。
- 4 委員会に委員長を置き、最高管理責任者が指名する第2項第1号の委員をもつて充てる。
- 5 最高管理責任者は、委員会委員の指名又は委嘱に当たり、規程第26条の定めるところにより委員会委員の氏名・所属を公表する旨通知するものとする。

(守秘義務)

第6条 委員会の構成員その他本要項に基づき不正の調査に関係した者は、その職務上、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(本調査)

第7条 委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正の相当額等について内部監査室と連携して調査するものとする。

- 2 委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、方法等(以下「調査方針」という。)を定め、最高管理責任者に当該調査方針を報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査方針を検証し、当該調査方針について配分機関と協議を行い、その結果必要と認めるときは、委員会に調査方針の修正を指示することができる。

(調査方法等)

第8条 調査は、当該通報があつた競争的研究費等の不正に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行う。

- 2 前項の調査に際して、委員会は、調査の実施に当たり、通報者、本調査対象者及びその他関係者に対し、資料の提出等必要な協力を求めることができる。
- 3 第1項の調査に際して、委員会は本調査対象者に対し、陳述の機会を与えてその聴取を行うものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、必要かつ有益と認めるときは、本調査対象者に関連する他の競争的研究費等を調査の対象とすることができる。
- 5 第1項及び前項の調査に際して、委員会は、証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。
- 6 第1項及び第4項の調査に際して、委員会は、必要に応じて、関係部局等の協力を要請することができる。
- 7 委員会は、必要に応じて、本調査対象者等に対し調査対象制度の競争的研究費等の使用停止を命ずることができる。

(通報者等調査関係者の保護)

第9条 通報者及び調査協力者に対し、この要項に定める調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも行つてはならない。

- 2 調査に携わるすべての者は、通報者、本調査対象者等その他当該調査に関与する者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(認定)

第10条 委員会は、調査の結果に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行い、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、調査の結果を通報者及び本調査対象者に通知するものとする。ただし、通報が匿名で行われた場合は当該通報者に対しての通知は行わないものとする。

(異議申立て)

第11条 通報者及び本調査対象者は、前条第2項の通知の内容に異議があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に最高管理責任者に対し、書面により異議申立てを行うことができる。

2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあつたときは、最高管理責任者の判断により委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。

3 前項の再調査の指示があつたときは、委員会は速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を通報者及び本調査対象者に通知するものとする。

5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者に通知するものとする。

6 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第12条 委員会の委員長は、第10条による調査結果の通知後、通報者及び本調査対象者から異議申立てがなくその内容が確定したとき、又は前条第2項による異議申立てに対し、前条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(措置)

第13条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正が認められた場合は、危機管理委員会の招集を要請し、必要な措置を講じなければならない。

2 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、本調査対象者及び関連する部局長等に通知するとともに、配分機関に対しては、通報の受付から210日以

内に、関係者の処分、不正の発生要因、不正に関与した者が関わる調査対象制度以外の競争的研究費等の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関へ報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は前2項のほか、配分機関の求めに応じ調査の終了前であっても調査の進捗状況の報告及び中間報告をしなければならない。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ当該事案にかかる資料の提出、閲覧又は現地調査に応じるものとする。
- 6 最高管理責任者は、文部科学省又は会計検査院等配分機関以外の関係機関から調査結果又は調査状況についての報告を求められた場合は必要に応じて報告しなければならない。
- 7 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正が認められなかった場合は、調査過程で行った一切の措置を解除するとともに、当該事案において不正が行われていない旨を関係者に周知するなど、不正を行っていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(委員会の事務)

第14条 委員会に関する事務は、研究支援グループで行う。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、競争的研究費等の不正に係る調査等に関し必要な事項は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に則り取り扱う。

(要項の改廃)

第16条 この要項の改廃は、不正防止計画推進委員会、全学研究推進委員会及び評議会の議を経て学長が行う。

附 記

この要項は、2014年12月18日から実施する。

附 記(2016年2月25日)

この要項は、2016年2月25日から実施する。

附 記(2020年4月1日)

この要項は、2020年4月1日から実施する。

附 記(2022年1月27日)

この要項は2022年1月27日から実施し、同年11月1日から適用する。